

認定こども園 ゆいの詩 休日保育事業の利用案内

休日保育事業は、休日に、保護者のいずれもが就労、就学、職業訓練、傷病、災害、事故、看護などの理由によりご家庭で児童の保育できない時に、その児童を認定こども園ゆいの詩でお預かりして保育する事業となります。

【1】事業概要

事業開始時期	令和4年10月1日
利用時間	7:00～18:00の間で支給要件に基づく（延長保育はありません）
利用日	休日（ただし、以下の休業日は除く）
休業日	年末・年始（12月29日～1月3日）、法人が指定した日
対象児童	(1) 島本町から2号・3号の保育認定を受けていること (2) 児童が既に認可施設（平日利用）を利用していること ※私立幼稚園、認可外保育施設等を利用している児童は除く (3) 休日における保育の必要量が、父母ともに常態化していること。 (参考：当該月の毎週必ず日曜・祝日の出勤がある場合。なお、週に日曜日以外の祝日が2日以上ある場合は、当該週は日曜日+祝日1日以上以上の出勤があること) (4) 休日保育を利用する事由が、休日における保育の必要性の認定をうけた事由と同じであること

※ 原則として、休日保育利用日1日につき、その週の別日に保育を利用しない日の設定が必要です（平日利用の園に事前確認が必要です。）また、7日連続保育にならないように調整が必要です。

※アレルギーをお持ちの児童については、医師が記入する「生活管理指導表」が必要となります。（医師の指示に基づかないものについては対応できません）

【2】利用料金

利用者負担額に含む（無料）

※通常の保育料、実費分（布団リース代等）のお支払いは必要です。実費に係る分は別途お示しする認定こども園ゆいの詩重要事項説明書に基づいて徴収致します。

【3】利用申し込み及び開始について

利用申し込み先	認定こども園 ゆいの詩に直接お申し込みください。 電話番号 075-962-1666 FAX 番号 075-962-1667
---------	---

<p>利用開始・申し込み方法</p>	<p>①在籍している園で休日利用の確認を行う（休日保育利用登録申請書、休日保育利用申込書が必要です）</p> <p>②①で在籍している園の確認を経た後、認定子ども園ゆいの詩に連絡し、利用開始月の前月 1 日までに休日利用登録申請書（①で在園施設の事前確認済）と添付書類（休日保育用・就労証明書（別紙 1）など）を提出してください。提出時に説明、面談、開始手続き等を行います。</p> <p>③利用開始月の前月 10 日までに休日保育利用申込書（別紙 2）（①で在園施設の事前確認済）の必要な書類を園に提出する。</p> <p>※アレルギーがある場合は、必ずこの時に<u>医師が記入する「生活管理指導表」</u>をお持ちください。</p> <p>④開始日より利用を開始する。<u>（ただし、人数や職員体制上の都合により、お受けできない場合がございます）</u></p> <p>⑤申し込み人数が多い場合は、抽選等で決定いたします。</p> <p>※利用情報に変更がある場合は、休日保育 登録内容変更届（別紙 3）を速やかにご提出ください。</p>
<p>アレルギーについて</p>	<p>アレルギー食の提供は、医師の診断に基づいて行い、アレルギー食の解除についても同様とします。なお、疑いがある場合は、アレルギーがあるものと仮定し対応します。アレルギー食は除去食とし代替品を準備します。加工によりアレルギーを示さない場合についても、一律に除去食を提供します。</p>

【4】利用料の支払いについて

当月分の利用料がある場合は、法人から翌月 10 日頃に請求し、利用者は翌月 28 日頃に甲へ自動払い込みの方法で支払うものとします。（振込手数料利用者負担）。

【5】利用のキャンセルについて

利用のキャンセルについては、利用日前の平日 12：00 までにお電話にて連絡をください。

【6】留意事項

<p>利用に当たっての留意事項</p>	<p>(1) 登降園について <u>必ず</u>、開園時間内でのお送りとお迎えをお願いいたします。</p> <p>(2) 発熱時 熱が 37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に 37.5 を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。</p> <p>(3) 感染症</p>
---------------------	---

感染症やその他流行の病気などの時は、感染防止のため、登園を控えていただきますようお願いいたします。感染症治癒時には医療機関における医師の意見をもとに「登園許可証」に医師の署名（又はゴム印）を受け、さらに保護者の署名捺印したものをご持参の上、登園していただきますようお願いいたします。

（４）与薬

原則として薬はお預かりしません。誤薬や決まった時間の投与ができないため、安全の面からもご了承ください。医師に園に通園していることをお伝えしていただき、服薬時間の工夫で、家庭での服薬をお願いします。医師の指示による場合など、どうしても園での服薬を必要とされる場合は、以下のことをお守りいただいたうえでのこととなります。

①薬は医師の処方したもののみとなります。【市販薬や、以前処方されたものは預かれません】

②1回分の薬包に氏名を明記し、医師の与薬指示書、薬袋、薬剤情報提供書と保護者の与薬依頼書の4つの提出願います。飲み薬も必ず1回分を持参してください。

③内服以外の薬は、（目薬、塗り薬、鼻炎薬、保湿剤など）預かりません

④保護者の個人的な判断や、予防薬、やむおえないものと判断できないものはお預かりできません。

（５）冷凍母乳

衛生上の観点からお預かりできません。

（６）喫煙

当園の敷地内はすべて禁煙です。

（７）宗教活動，政治活動，

営利活動、利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

（８）休日における保育の必要性を認定されていても、申し込み多数により施設を利用できないことがあります。児童の受入れの可否については園で判断します。

（９）児童のアレルギーの有無や離乳食の進み具合によっては、給食の提供ができず弁当持参となります。

（１０）実施施設での手続きで登録料などの費用が別に発生することがあります。

（１１）保育のご利用は、保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的に保育を受けられないこととなります。

【7】お子様同士の関わりにおける対応について

職員は常に園児たちの様子を見ておりますが、中には、園児同士の関わりの中で、トラブルが起こる場合もあります。その場合は、双方に内容のお知らせをさせていただきますので、保護者の方でご判断いただき、保護者同士でお話しいただくことを原則と致します。

【8】警報時における利用について

「特別警報」「暴風警報」発令中	子ども達の安全を確保するため、家庭保育をお願いいたします。
午前8時まで解除になった場合	解除となり次第、安全確認後、通常保育を行います。
保育中に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合	緊急連絡先に連絡いたしますので、至急お迎えをお願いいたします。

【9】その他

①利用時に必要になるものや園での過ごし方、その他の事項については、面談時にお伝えいたします。

②教育・保育の内容等については、ホームページまたは入園のしおり（認定こども園ゆいの詩まで連絡）をご確認ください。